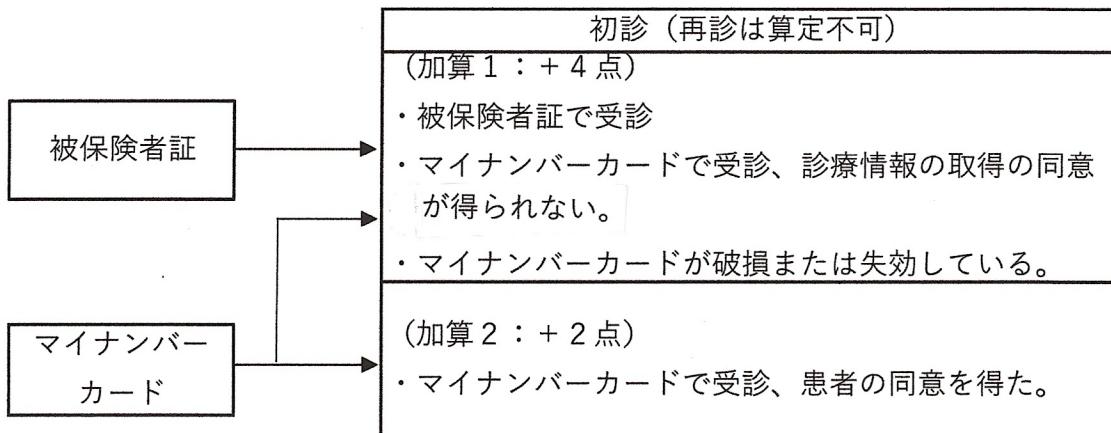


医療情報・システム基盤整備体制充実加算 4月以降はオンライン資格確認未実施でも算定可

2022年4月診療報酬改定で導入された電子的保健医療情報活用加算は昨年9月末で廃止され、10月から「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」（初診料）が新設されていますが、医療機関等向けポータルサイトにおいて運用開始日の登録を行えば届出は必要なく、算定が可能です。

次のチャートに従って、算定して下さい。



なお、届出は不要であっても、下記の施設基準を満たす必要があります。患者に対する初診時間診票について参考とすべき項目が「医科：別紙様式54」「歯科：別紙様式5」で示されていますが、自院で使用している問診票に不足があれば、別紙として作成し、併せて使用することも可能です。

そのほか、オンライン資格確認を行う体制を有していることなどを院内に掲示する必要があります。「院内掲示」及び上記の問診票は協会ホームページに掲載中ですのでご活用下さい。

施設基準

- ①オンラインによる診療報酬請求を行っている。
 - ②オンライン資格確認を行う体制を有している。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて運用開始日の登録を行っている。
 - ③次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している。
 - a)オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - b)当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っていること。
- ※九州厚生局への届出の必要はなく、施設基準を満たした日から算定が可能。

4月から保険証による初診は+6点へ

従来の保険証による受診患者に対する加算として、2023年12月までの間、①初診時における加算の引き上げ②再診時における加算の設定が行われます。現行は「オンライン資格確認の実施」が要件ですが、「2023年12月末までに開始する旨を届け出た医療機関も要件を満たす」との特例を設けました。4月以降は実際に運用していないても、開始予定であれば算定が可能となります。

★2023年4月以降の加算点数と現行との比較★

		現行の加算	特例措置(2023年4~12月)
初診	マイナンバーカードを利用しない	+4点	+6点
	" 利用する場合	+2点	+2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	-	+2点
	" 利用する場合	-	-